

淀川水系流域委員会御中

9 / 5 付「基礎原案」に対する意見

(1) p 8 2 . 1 . 6 生態系訂正案

訂正前：ツル性植物や樹木の繁茂が見られ、河川特有の植生が減少している。

訂正後：ツル性植物や樹木の繁茂が見られ、河川特有の植生が減少しているだけでなくグラウンド、ゴルフ場などのため孤立・分断化されている。

(2) p 1 2 2 . 3 利水 訂正案

訂正前：このような状況の変化に応じて、水利権量と実水需要量に乖離が生じている。

訂正後：このような状況の変化に応じて、水利権量と実水需要量に乖離が生じ、確保されてきた自己水源を圧殺している事例もある。

京都府企業局の例

(3) 淀川環境委員会、淀川河川公園基本計画改定委員会（仮称）、河川保全利用委員会（仮称）の関連について

淀川環境委員会はH 9 / 8 淀川工事事務所が設置、河川環境の整備と保全に関して一定の役割を果たしてきたが、法的にはあいまいな存在だと思う。従って“河川管理者である近畿地方整備局長が、河川法第16条の2に基づき、淀川水系の指定区間外区間（大臣管理区間）を対象に定める。”（基礎原案 p 1 9 4 . 1 . 1 対象範囲）計画において明確に位置づける必要があると思う。

また「淀川河川公園基本計画改定委員会（仮称）」（p 3 0 4 . 8 . 1 淀川河川公園）、「河川保全利用委員会（仮称）」（p 4 8 5 . 5 . 2 河川敷）と淀川環境委員とをどのように関連させるのか不明確である。

さらに p 2 6 4 . 5 . 2 河川敷では“個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関や住民等の意見を聴く”のはどの委員会になるのか、これも不明確と思う。流域委員会として河川管理者に質すとともに、最終の「原案」で明確に整理されることを要望する。

(4) 河川形状の「具体的整備内容」について

4 . 5 . 2 河川敷において“グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする。”としていることは評価できる。しかし(1)で訂正をお願いした通り縦断的に分断されることによって移動できない生き物には昆虫やカヤネズミもいるのだ。ところが p 3 2 ~ 3 4 5 . 2 . 1 河川形状において高水敷の連続性の回復の視点が欠落している。これは看過できない。

私は「淀川河川公園基本計画改定委員会（仮称）」が正式に設置される以前に、5 . 2 . 1 において、“整備する範囲は河川敷占用許可準則にのっとり、堤防法

先および低水護岸法線からそれぞれ20メートルの範囲を除いた高水敷“とされているのを、最低でも“堤防法先から20メートル、低水護岸線から100メートル”を明文化すべきだと考える。(もちろん施設広場においては親水性を確保しなければならない場所もあるだろうが、この場合は堤防側に代替スペースを確保すべきである。)

なおゴルフ場は、本来「野草広場」であり“特に各種施設を設けずに、タコ揚げや草野球なども楽しめる自由広場とし、野草などの植生を主体とする準自然地区として設定する地域”なのだ。ゴルフ場の存在それ自体が「野草広場」の定義に照らしてOBであることを銘記すべきだ。